

## 令和6年度弘前市製造業IT導入事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、市内製造事業者が行うITツールを導入する事業（以下「ITツール導入事業」という。）又はIT人材を雇用し、若しくは育成する事業（以下「IT人材雇用・育成事業」という。）を促進し、事業者の生産性の向上及び経営の安定化を図ることによって地域経済の振興と安定に寄与するために、令和6年度予算の範囲内において、弘前市製造業IT導入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造事業者 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）における製造業に分類される事業所を営む者をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者をいう。
- (3) 市税等 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものをいう。
  - ア 申請者が法人である場合 申請者に課税されている法人市民税、市県民税（給与特別徴収）、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税
  - イ 申請者が個人である場合 申請者に課税されている市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料
- (4) 補助事業者 補助金の交付の対象となる者であって、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。
  - ア 市内に事業所を有する製造事業者であること。
  - イ 中小企業者であること。
  - ウ 令和6年度において、この要綱に基づく補助金の交付決定を受けていない者であること。
  - エ 令和5年度から交付申請時までにおいて納付すべき市税等を滞納していない者であること。
- (5) ITツール 補助事業者の労働生産性向上に資する「ソフトウェア」及び「オプション（ソフトウェアに付随するもの）」であって、別表第1に掲げるいずれかの機能を有するものをいう。
- (6) IT人材 補助事業者の労働生産性向上に資するソフトウェアに関する専門的な知識又は技術を有する者をいう。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者がITツール導入事業又はIT人材雇用・育成事業（以下これらの事業を「補助事業」という。）を実施するために必要な経費であって、別表第2に掲げるものとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額から市以外の者から交付される補助金等の額を控除した額の2分の1に相当する額（当該相当する額に1円未満の端数が生じたときは当該端数を切り捨てた額）又は1,000,000円のいずれか少ない額とする。

（交付申請）

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和6年度弘前市製造業IT導入事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 中小企業者等届出書（様式第4号）
- (4) 補助事業に要する経費のうち、補助対象経費の内容を明らかにした見積書等

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の条件）

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和6年度弘前市製造業IT導入事業費補助金事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の増減（補助金総額の増額を伴わないものに限る。）の場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和6年度弘前市製造業IT導入事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（交付決定）

第7条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和6年度弘前市製造業IT導入事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）とする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和6年度弘前市製造業IT事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第6条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して20日を経過した日とする。

5 第1項の報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第10条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和6年度弘前市製造業IT導入事業費補助金交付額確定通知書（様式第11号）とする。

（財産の管理及び処分）

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた当該備品等の耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 規則第20条第3号の市長が定めるものは、補助金により取得したソフトウェアのうち取得価額が500,000円以上のものとする。

（補助金の請求等）

第12条 補助金の請求は、令和6年度弘前市製造業IT導入事業費補助金請求書（様式第12号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年度の補助事業について適用する。

別表第1（第2条関係）

<p>(1) 品質管理（品質検証「部品・完成品」、品質改善「生産プロセス」、トレーサビリティ、外注先評価等）</p> <p>(2) 製造工程管理（製造指示、指示書、納期管理、ロット管理等）</p> <p>(3) 製造管理（作業進捗、作業日報、安全管理、ME S等）</p> <p>(4) 製造設備管理（稼働状況、保全等）</p> <p>(5) 生産管理（生産計画立案、工程計画、資材所要量計算等）</p> <p>(6) CAD、CAM、CAE</p> <p>(7) 部品表・配合表、コスト計算、原価計算</p> <p>(8) プリプレスツール（組版、デザインツール、工程管理・品質管理等）</p> <p>(9) ロケーション管理、入在庫管理、実地棚卸管理、検品受入</p> <p>(10) 在庫分析、在庫基準</p>
--

別表第2（第3条関係）

補助事業	ITツール導入事業	IT人材雇用・育成事業
補助対象経費	<p>ITツールの導入経費のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 専用ソフトウェアの導入費及び購入費（令和6年度に導入した場合に限る。）</p> <p>(2) システム構築費</p> <p>(3) 委託費</p> <p>(4) クラウドサービスの導入費及び利用料（令和6年度に導入した場合に限る。）</p>	<p>IT人材の採用に要する経費（事業期間内に雇用した場合に限る。）又は従業員のITスキル向上に係る研修等の受講又は実施に要する経費のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 広告費</p> <p>(2) 手数料</p> <p>(3) 研修費</p> <p>(4) 講師謝金</p> <p>(5) 講師旅費</p> <p>(6) 職員旅費</p> <p>(7) 会場費</p>

備考

- クラウドサービスは令和6年度に導入したものであって、同年度中のクラウドサービスの利用に対する利用料のみを補助対象経費とする。
- 職員旅費は国内外に旅行する際に要する交通費、宿泊費及び日当とし、1人当たりの額については、市課長級職員の例により算出した額以内の額とする。